

令和 8 年度芝山町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 7 月 2 4 日制定

1. 方針の目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための基本的な事項を定める。

2. 用語の意義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、芝山町の全組織とする。

4. 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、障害者就労施設等が遅滞なく物品の供給又は役務の提供ができるものとし、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品等についても対象とする。

5. 調達の目標

前年度の実績を上回るよう努める。

6. 調達の推進方法

物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後にその概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8. 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。